



岸内閣と国連外交 : PK0原体験としてのレバノン危機

村上, 友章

(Citation)

国際協力論集, 11(1):141-165

(Issue Date)

2003-09

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/00392444>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00392444>



岸内閣と国連外交

—PKO原体験としての レバノン危機—

村上友章*

はじめに

1958年7月14日、イラクにおいてクーデターが勃発し、中東屈指の親西側政権であったハーシム王政 (Hashemite Kingdom) が倒れた。革命のさらなる波及を恐れた米英はただちに近隣諸国への介入を決め、それぞれ内戦の危機に瀕していたレバノン、ヨルダンに出兵した。他方、ナセル大統領 (Gamal Abdel Nasser) 率いるアラブ連合共和国 (United Arab Republic [以下、UARと略記]) や同国を支援していたソ連は、米英の出兵を強く批判した。その結果、7月15日から開催された国連安全保障理事会では、東西陣営で激しい非難の応酬が繰り広げられるにいたった。中東地域での局地的危機は、冷戦構造のもとで深刻化し、一気に世界的な問題となったのである。

このとき、日本は、1956年に悲願の国連加盟を果たし、1957年には安保理非常任理事国に初当選したばかりであった。国際社会への復帰直後に起こったこの危機に際して、時の岸信介内閣は、藤山愛一郎外相を中心に積極的な国連外交を展開した。その結果、米英の中東への出兵を批判する一方で、米英とUAR・ソ連との対立が深まるなかで独自の決議案を提起し、問題解決への方向性を示したのである。しかし、日本政府は、その線上に解決を求めたハマースョルド国連事務総長 (Dag Hammarskjöld) から自衛隊の派遣を求められると、一転して要請を拒否することになる。

このレバノン危機は、日本にとって、国連

* 神戸大学大学院国際協力研究科学生

から初めて国連平和維持活動 (Peace Keeping Operation [以下、PKOと略記]) への自衛隊派遣を求められたケースであり、現在も続く参画問題の原体験となっている。だが、従来、この問題については、国連からの自衛隊のPKO派遣要請のみが注目され、危機の発端から解決への過程で日本がいかに主体的に行動したかという全体像については看過されてきた¹。なぜ岸は、独自の決議案を提案するという積極的な国連外交を試みたのか。そして、それにもかかわらず、国連からの要請を拒否し、自衛隊を派遣しなかったのはなぜだったのか。本稿は、1958年のレバノン危機に対する日本の対応を、外交、内政の両面から明らかにし、岸内閣の国連外交の実際を考察する。

岸外交については、近年、日米関係、対アジア関係に関する研究が蓄積されつつある。しかし、その一方で、国連外交については、岸内閣が掲げた「国連中心主義」は単なるスローガンであったという通説的理解もあって、なおケース・スタディが十分に進んでいない²。岸外交の全体像を明らかにするためには、国連外交の実際を明らかにしなければならない。このことは、同時に、岸外交について重要な知見を与える。従来、岸外交は、鳩山一郎、石橋湛山内閣の「対米自主」の延長でとらえられてきた³。しかし、近年は、むしろ「対米協調」を堅持した吉田茂内閣との連続性が指摘されるようになってきている⁴。この点、レバノン危機をめぐる岸内閣の国連外

交は、米英の出兵を批判したことに見られるように、明らかに「対米自主」の立場であった。そして、それは、カナダや北欧諸国といった国連内のミドル・パワーと同様に、米国も含めた国際社会から高く評価された⁵。こうした評価をふまえて、本稿は、岸外交における、こうした「対米自主」の側面を認め、その再評価をする。

以下、まず、「国連中心主義」を標榜した、岸内閣の国連外交を概観する。次に、レバノン危機における日本の国連外交を考察し、独自の安保理決議を提出した経緯を明らかにする。そして、なぜ国連からの自衛隊派遣要請を拒否したのかを検討してゆく。

第一節 岸内閣と国連

1、岸内閣の国連外交

1957年2月23日、岸信介内閣が成立した。新憲法で「恒久の平和を念願」し、「国際社会において名誉ある地位を占めたい」と願望していた国民の多くが、国連加盟に歓喜した。そこで「国際連合を中心として、世界の平和と繁栄に貢献することを、わが外交の基本方針とすべき」と考えた岸は、1957年9月に「外交三原則」を打ち出し、その中で「国連中心主義」を掲げた(残り二つは「自由主義諸国との協調」、「アジアの一員としての立場の堅持」)⁶。その岸内閣の国連外交の基本方針は、『わが外交の近況』(現在の『外交青書』)によれば、「AAグループの一員としてアジア・アフリカ諸国の立場に同情と理解を示すとともに、西欧諸国との協調をはかり、

国連憲章の目的と原則に従って、つねに公正妥当かつ建設的な解決策を考案し、各利害関係国の説得に努め」ること、であった⁷。つまり、それは「自由主義諸国との協調」と「アジアの一員としての立場の堅持」という二つの原則間の調整、すなわち西欧とアジア・アフリカ諸国（以下AA諸国と略記）の仲介者となることであった。実際にも岸内閣は、国連加盟後間もない1957年にはフランスとアルジェリアの対立を仲介するなど、西欧とAA諸国の仲介者としての役割を積極的に試みた⁸。

岸内閣が国連外交の基本方針を欧米とAA諸国の仲介者と規定したのは、なぜだったのか。第一に、それは、1950年代後半の国連の変容に対応した現実的政策であった。1955年以降、国連においてはAA諸国が増加し、1956年には全加盟国（81カ国）の3分の1を超した（28カ国）。このAA諸国の増加は、国連内の従来の勢力図に実質的变化をもたらし、AA諸国が共産諸国（10カ国）と協力すれば、総会の半数前後を占めることができる状況が生まれていた。とりわけ日本は、西欧諸国とAA諸国が拮抗しつつあった国連において、AA諸国内の穏健派として「キャスティング・ヴォート」を握る立場にあった⁹。このような立場を利用すれば、日本は西欧諸国とAA諸国との間で仲介者の役割を探ることも可能だったのである。そして、このような方針は、国連加盟国からも歓迎された。1956年のスエズ危機では、ハマージュルド事務総長から「AA諸国のみならず西欧側も、日本

がこの危局に際し mature diplomacy を発揮して、東西の融和達成に積極的に寄与することを深く期待している」とのコメントが加瀬俊一国連大使に寄せられた¹⁰。

第二に、西欧諸国とAA諸国の仲介者を目指すという国連外交は、AA諸国の共産陣営への接近を阻止しようとする、岸内閣の対AA諸国外交の延長線上にあった。1950年代後半は、植民地独立を果たしたばかりのAA諸国と欧米諸国との対立が激化し、そこに米ソ冷戦が加わった。このような状況にあって、AA諸国が共産陣営に接近することを危惧していた外務省は、「AA諸国と西欧諸国との対立、抗争は、いたずらにソ連又は中共を利するのみである」と考えていた¹¹。そこで外務省は、AA諸国と西欧諸国の「相互信頼を回復し、自由世界の分裂を防止」するべく、両者の「調停役」を果たそうと考えたのである¹²。実際、1957年のインドネシア内戦において岸内閣は、インドネシアの共産化を阻止するために、西欧とインドネシア政府の仲介者的役割を果たした¹³。国連は、このような岸内閣の対AA諸国外交にとって有力な手段だったのである。

第三に、西欧とAA諸国の仲介者という岸内閣の国連外交は、岸内閣が掲げた「日米対等化」の一環でもあった。「日米新時代」を掲げた岸は、占領期以来の日米関係を一新し「日米の関係をすべてにわたって対等にすることを目指した¹⁴。特に、岸は、「アジアの中心は日本」ということを米国に印象付けることが日米対等化に役立つと考えていた¹⁵。

この点で、国連において欧米とAA諸国の仲介者の役割を果たすことも、「日米対等化」を図ろうとした岸外交の一環に他ならなかった。

その後、西欧とAA諸国の仲介者を基本方針とする岸内閣の国連外交は二つの点で強化されるに至った。第一に、安保理非常任理事国への当選である。当時、アジア諸国には非常任理事国の議席割当がなかった。にもかかわらず、すでに東欧の議席割当を切り崩して当選を果たしていたフィリピンの後を襲って、日本は1957年10月に安保理に当選を果たした。このような経緯で当選した日本の立場は安保理における「アジアの代表」という意味が大きく、これによって欧米とAA諸国の仲介者という立場も著しく強化されることになった¹⁶。

第二に、1957年7月の内閣改造に伴い、藤山愛一郎が外相に就任し、岸外交が「対米自主」の立場を鮮明にしたことである。藤山は外相就任にあたり「国際社会の責任ある一員として世界平和の確立と国際間の友好関係の増進のため建設的役割を果たす」と述べ、「自主外交を推進したい」との抱負を語った¹⁷。1955年のバンドン会議に出席して以来、AA諸国に対して強い同情を抱いていた藤山は「アメリカが間違いそうなときには、日本も持っている“アジア人の感情”を知らしてやり、場合によってはアメリカに対する忠告も必要だ」とさえ、公言していた¹⁸。さらに外務次官には、山田久就駐イラン大使が登用された。中東通としても知られた山田は、

国連における日本の発言力を強めるためには「アジア・アラブの民族主義に同調する立場を取るべき」との意見を強く主張していた¹⁹。また、藤山の外相就任当時は、外務省内に、吉田茂派と反吉田派の対立が見られた²⁰。山田は、政治的に鳩山一郎に近く、この外務省内の反吉田派を代表する人物でもあった²¹。

このような「対米自主」を基調とする外務省首脳の間接的な考え方は、当時の国内の雰囲気にも通底するものであった。1950年代には、国内に反米ナショナリズムが高まり、またその裏返しとしてAA諸国への親近感が広く共有されていた²²。藤山は「国民外交」を標榜し「真の外交は国民の強い支持と理解とがなくして、遂行できない」として、このような世論を積極的に外交政策に反映させようとしたのである²³。すでに1950年代後半は、鳩山一郎、石橋湛山両内閣が国内のナショナリズムを背景にした「自主外交」を掲げて、日ソ国交回復や日中関係の改善を試みた。したがって、藤山もまた、この「対米自主」の系譜に位置づけることができよう。

他方、これとは異なる見解を持っていたのが吉田茂である。吉田にとっては日米関係こそ「日本外交の根本基調」であり、「共産圏諸国並びに東南アジア諸国との関係の重要性を強調するの余り、対英米関係、特に対米親善外交の基調を不当に貶する」ことを危惧していた²⁴。したがって、吉田は、国連外交の基本方針を「自由国家と共産国家が対立している場合に、態度を明らかにすること」と

割り切っていた²⁵。このように「対米協調」の立場を堅持した吉田は、レバノン危機前後の岸外交に対しては、「素人外相〔藤山愛一郎〕を据へて外交の重要性も認めがたく、対共政策も不徹底」と批判的であった²⁶。

2、国連外交の二つのジレンマ

こうして、岸は、藤山を中心にして、西欧とAA諸国の仲介者を独自の役割と規定した国連外交を安保理において展開しようとした。藤山は、1958年3月のアジア太平洋公館長会議の席上、「国際連合、殊に安全保障理事会において、その他機会あるごとに、アジアの立場の解明、アジアの係争問題の解決に努めることとしたい」と訓示し、「アジアの代表」として積極的に安保理審議に臨む考えを示した²⁷。ところが、このような国連外交は、重大な二つのジレンマを抱えていた。

第一に、「自由主義諸国との協調」と「アジアの一員としての立場の堅持」との間のジレンマである。安保理において西欧とAA諸国が対立した場合、日本が「アジアの一員」としてAA諸国に同調する投票行動を行えば、米国との関係を悪化させかねない。米国にすれば、論戦を通じて米ソが正当性を争う安保理において、同盟国の反対行動は許容できるものではなかった。その上、非同盟中立を掲げて米国と対立関係にあったインドやUARを中心勢力とするAA諸国への接近は、日本が中立化するのではないかという、かねてからの米国の懸念を助長しかねなかった。実際、マッカーサー駐日大使(Douglas MacArthur

II)は1957年5月の段階で、日本には非同盟か中立主義へ向かう可能性(良くて、スイス=スウェーデン型、悪くて、ネールのインド型)があり、最悪の場合、共産主義陣営に接近する可能性すらあると危惧していた²⁸。しかし、日本が「自由主義諸国との協調」を優先して、米国の投票行動と足並みを揃えるなら、AA諸国からの批判を招く可能性があった。その結果として、日本は、AA諸国内の約半数を占めていたインドを中心とした中立諸国からの支持を失う可能性すらあったのである²⁹。

第二に、国連外交と、自衛隊の海外派兵に批判的な国内政治との間のジレンマである。安保理において欧米とAA諸国の仲介を試みれば、その一環としてPKOへの自衛隊の参加が必要となり、国内批判を引き起こしかねない。1950年代は、再軍備に対する反発が根強く、例え国連協力のためであっても、自衛隊を海外に派兵しうる政治環境にはなかった。とりわけ1950年代は、そもそも自衛隊に対する国民感情は否定的であった。大江健三郎が防衛大生を「恥辱」と評したのは、まさに1958年のことであった³⁰。しかし、このような国内批判を避けて国連への自衛隊派遣を行わなければ、安保理において国際的地位を低下させかねなかった。

この点で、活発な国連外交を行っていた北欧諸国は、その裏付けとして特別に立法措置を講ずるなどしてPKOに軍隊を派遣していたのであるが³¹、岸内閣は、安保理非常任理事国に当選していたにもかかわらず充分な準

備を整えていなかった。すでに1958年3月の衆議院内閣委員会では、社会党の石橋政嗣議員が、日本が非常任理事国に当選したことをふまえて、「自衛隊が国連のワクの中でどの程度動くことを現憲法は許しておくのであろうか」と質問した。しかし、岸は、「あるかわからないことを各種の場合を想定して理論的にだけ政府がきめるということは、なかなかむづかしい」と、明確な答弁を避けた³²。

そして、以上の二つのジレンマをより深刻なものにしたのが、岸が最大の目標とした日米安全保障条約改定交渉であった。そこで、岸は、日米関係に緊張をもたらすことは避けねばならなかったし、なおかつ、自衛隊の海外派兵に対する国民の懸念にもより注意深く配慮せねばならなかった。まさに日米安保改定交渉が始まろうとしていた1958年の夏に勃発したレバノン危機は、これら二つのジレンマを岸と藤山に突きつけたのであった。

第二節 レバノン危機と日本決議案

1. レバノン内戦の勃発

1956年のスエズ危機以降、中東では、英国のプレゼンスが大幅に後退し、これとは対照的に、アラブ・ナショナリズムを背景としたナセル大統領率いるエジプトの影響力が高まった。1958年2月には、エジプトとシリアがUARを結成し、ここにナセルの威信は頂点に達した。他方、米国は、経済・軍事協力を中心にソ連との関係を深めていたナセルを警戒した。そこで、アイゼンハワー (Dwight

D. Eisenhower) 政権は、中東の親西側政権が「国際共産主義によって支配されるいかなる国家からであれ、公然たる武力攻撃にさらされて援助を求めるならば、その領土を保全し政治的独立を確保するために合衆国の軍隊を派遣する」ことを確約したアイゼンハワー・ドクトリンを1957年に発表した。「国際共産主義に支配される国家」が、エジプトを指すことは明らかであった³³。

このような米国とUARの対立を決定的なものとしたのが、1958年5月に勃発したレバノン内戦であった。親米派シャムーン大統領 (Camille Chamoun) は、憲法改正を通じて任期延長を図ろうとしたのであるが、それに対する国内の強い批判が暴動へと発展した。ところが、シャムーンは、問題を内政問題としてではなく、隣国たるUARからの間接侵略であるとして、アイゼンハワー・ドクトリンを根拠にして米国に出兵を要請した³⁴。これに対してアイゼンハワー政権も、攻勢に転じていた共産勢力の拡大を防止し、なおかつ、自由主義陣営内部からの米国に対する信頼性を維持する必要があったので、レバノンへの出兵を確約せざるをえなかった³⁵。ただし、アイゼンハワー政権は、あくまでもレバノン出兵の国際的正当性を確保するために、シャムーンに対して安保理への提訴を促した³⁶。そこでシャムーンは、5月22日に安保理に対して「レバノンの内政問題へのアラブ連合共和国の干渉」を提訴した³⁷。安保理では、中東の親西側政権の要であったイラクを筆頭に、米国、英国が、UARを強く非

難した。そして、他方では、中東諸国の反米感情を自国に対する支持へと転化しようとしたソ連が、積極的にUARを擁護した³⁸。

このように、米国・レバノンと、UARが対立したことによって、西欧とAA諸国の仲介者を目指した岸内閣の国連外交の真価が問われることになった。こうした状況の中で、藤山は、「本件を契機としてソ連が西欧の中近東介入を攻撃する等の結果を来たすことは避けたいので、アラブ連合を非難する如き決議案は現段階において提出せざるようレバノンに説得され、且つ、アラブ連合とはあく迄公正な立場より議場外において密接に連絡し、できるだけ安保理におけるアラブ国家同志の紛争を避けるよう努力ありたい」と松平康東国連大使に訓令した³⁹。このように、外務省の態度は、UARに同調的であった。なぜなら、外務省は、レバノン内戦をあくまでも「内政問題の解決なき限り事態の根本的解決にはならない」とみなしていたためである⁴⁰。この情勢判断は、戦前から外務省内で養成されていたアラビストである田村秀治駐シリア公使や、レバノン領事館からの現地情報に支えられていた⁴¹。例えば田村は、レバノン内戦の本質を「完全な国内問題」と断言し、「レバノンのアラブ連合への接近を恐れる米、英、仏、トルコ、イラク等が現首脳を支持し、おることが本問題を国際化せしめた」と簡潔に報告していた⁴²。

そこで、安保理では、松平が、パナマやコロンビアといった非常任理事国と共同して、UARとレバノンの対立を緩和させようとし

て冷静かつ中立的に対処した。まず、松平は、UAR代表と協議を重ね、調査団の派遣を骨子とする決議案を構想した。さらに、UARとレバノンの両当事者との協議を通じて、この決議案は「論争を起し易きデリケートなる問題」であると判断し、「不十分なりとの結論」を得た松平は、パナマなどと修正案を準備するなど極めて慎重な外交努力を重ねた⁴³。ところが、突然、スウェーデンが、「不法なレバノン国境を越えた要員の侵入もしくは武器やその他の物資の供給がないよう確保する」ことを目的とする国連監視団派遣を骨子とした決議案を安保理に提出した⁴⁴。スウェーデン案は米英の後押しを得ていたから、UARやソ連はこれに強く反発し、安保理内に米ソ対立が再燃した。まさにこのような事態を回避せんとして同様の決議案を準備しつつも、慎重にその提案の時期を見計らっていた松平にとって、この唐突なスウェーデンの行動は「平和的解決のための必要な円滑な空気を破壊する」ものと写った⁴⁵。ただし意外なことに、すでに日本など非常任理事国の冷静な対処に接していたUARは、スウェーデン案への反対を控えた。その結果、スウェーデン案に拒否権を行使する理由を失ったソ連は同案を棄権した。こうしてスウェーデン案は可決され、安保理は、レバノンに国連監視団(United Nations Observation Group in Lebanon [以下、UNOGILと略記])を派遣することを決定した⁴⁶。

他方、こうしたUARの冷静な態度は、米国の立場を難しくした。そもそも、米国にとっ

ては、ソ連の拒否権を誘発することで安保理を決裂に持ち込める可能性のあったスウェーデン案は、レバノン出兵を正当化できる提案であった。しかし、意外にも、レバノンへのUNOGIL派遣が決定された以上、米国は「出兵を正当化することがより困難になった」のである⁴⁷。アイゼンハワー大統領も、「ナセル大統領がレバノンの国連監視団に反対しなかったことはわれわれをまごつかせた」と、驚きを隠していない⁴⁸。そこで、米国は、レバノン出兵を一旦控え、UNOGILの成否を見守ることとした⁴⁹。

これに対して、日本外務省は、レバノン内戦が安保理での審議を通じて国際問題化したことから、「アイドクトリンに基づく米国の援助により事態を解決する如き結果となること」を危惧するようになった⁵⁰。外務省は、米国のレバノン出兵が中東への「ソ連の介入を増大せしめる如き結果を招来し、或いは又UARを却ってソ連側に押しやる結果」につながりかねないと考えていた⁵¹。特に、山田外務次官は、日本にとって、中東地域は国際社会の「平和の維持」という観点から見ても、また石油採掘や経済協力によって広がりつつあった「利害関係」から見ても、「非常にクリティカルな地位」にあると認識していた⁵²。

そこで、国連局は、米国の単独介入を阻止するべく新たな国連決議案を構想した。それは、(1) 実体の備わった調査委員会をレバノンに派遣するように求める、(2) 調査委員会がUARの侵略を発見するか、あるいは、そ

の任務を適切に果たすことができない場合は、レバノン政府の要請に基づき、安保理において国連緊急軍の派遣を決定する、というものであった⁵³。国連局は、米軍のレバノン出兵をあくまでも「重大な過ち」とみなし、それを阻止するために紛争当事者間に介在する国連緊急軍の派兵を画策していたのである。

6月23日に北原秀雄国連局参事官は、この構想をマッカーサーに提示した。そこで北原は、ソ連や中国に対して間接侵略の先例を残さないためにも、レバノンの統一の保持は重要であるとの認識を示した。しかし、同時に、北原は、国連の承認なしに外国の軍隊がレバノンに出兵すれば、「事態は完全に手に負えなくなるであろう」との危惧を表明し、レバノン問題は国連の文脈で解決されていくことが必須であると述べた⁵⁴。さらに、北原は、ソ連が安保理で拒否権を行使した場合、日本のイニシアティブによって緊急総会を開催し、そこで上述の決議案の可決を促す用意があることさえ、マッカーサーに伝えていた。

さらに、藤山は、山田次官を中心に、UARと米国の仲介工作を試みようとした。6月24日に、山田次官は、マッカーサーと会谈し、「アラブのナショナリズムと何等かの妥協を策する」よう説得し、かつ、日本が米国とUARの仲介を行うことを提案した⁵⁵。しかし、この山田の提案に対して、マッカーサーは、「ナセルを自由陣営に協力せしめ(pro free world orientation) 得るかには疑問を持っている」と答え、ナセルとの妥協を否定した。さらに、マッカーサー大使は、

UARによるレバノンへの間接侵略を非難するが故に、「若しナセルが直接間接に他国の内政に干渉する態度を改めないなら、米のみならず全自由陣営はこれを容認できない」と、UARとの敵対姿勢を鮮明にしたのであった⁵⁶。

以上のように、岸内閣は、レバノン内戦を通じていくつかの点で米国と異なる見解を持っていた。第一に、米国は、レバノン内戦を、あくまでもUARによる間接侵略が主たる原因としていたが、外務省の情勢判断では、レバノン内戦はあくまでも国内問題が原因であった。第二に、米国はUNOGILが失敗した場合、米軍を出兵させようと考えていたが、岸内閣は、米軍のレバノン出兵にはあくまでも反対であった。UARの間接侵略が明らかになった場合でも、国連緊急軍の派遣にとどめるべきというのが外務省の立場であった。第三に、米国はナセルとの妥協は不可能であるとみなしていた。しかし、外務省は、ナセルとの妥協が可能だとみなしていた。

さらに、外務省は、1958年7月12日に開催した主要国五大使連絡会議において⁵⁷、ナセルの「積極的中立主義」への理解と協力を表明し、レバノン内戦を「国内的な政争」と断じた⁵⁸。このように米国と一線を画した見解を持っていた岸内閣にとって、UNOGILとハマースホルドの見解が重要な意味を持った。UNOGILは、7月1日に安保理に第一次報告を提出し、レバノンへの不法侵入に関する決定的あるいは具体的証拠は得られなかったと報告した⁵⁹。このようにUARによる間

接侵略の事実を認めなかったUNOGILやハマースホルドの見解は、従来の外務省の見解と一致していた。そこで、岸内閣は、このような国連の報告を尊重することによって、自らの見解の正当性を補強していくのである。他方、米国は、UARの間接侵略をUNOGILが否定したことによって、レバノン出兵への根拠を失うこととなった。その結果、米軍の出兵を期待できなくなったシャムーンは、憲法改正を断念し、レバノン情勢は沈静化していった。

2、日本決議案の提案

ところが、こうした中で、7月14日に、イラクにおいてクーデターが勃発する。シャムーンは、イラクでのクーデターを、自論であるUARの間接侵略を立証したものであると認識した。そこで、一旦は米国の出兵を断念したシャムーンであったが、イラクのクーデターに乗じて、再び米国にレバノンへの出兵を要請した⁶⁰。このシャムーンの要請に接したアイゼンハワーは、「中東地域の戦略的地位と資源を考慮すれば、何も行動せずにこの地域を失うことは、中国の喪失よりもさらに悪い」と述べ、レバノンへの出兵を即決した⁶¹。アイゼンハワー政権は、イラクのクーデターで動揺する中東の親西側政権に対して、米国のコミットメントの信頼性を確固たるものにするを最優先したのであった。

これに対して、ナセルは、米軍のレバノン出兵は「国際連合憲章の重大な侵犯」であるとして、米国に抗議する声明を直ちに発し

た⁶²。このように、国連決議のない出兵に対しては、非同盟中立国は批判的であり、しかも、自由主義諸国の中にさえ、一部懸念の声があった⁶³。そこで、米国は、レバノン出兵と同時に、国連安保理の開催を要請し、国連警察軍をレバノンに派遣し米軍に交代させることを骨子とした決議案を提出した⁶⁴。

7月16日に藤山は、米国の出兵や安保理審議への対応を決定するために、次官、局長らから構成される外務省幹部会を緊急召集した。松平からは「自由陣営および日米関係の大局」から判断して、米国案に「賛成すべき」との請訓が届いていた⁶⁵。しかし、外務省高官の一部（従来の経緯からして藤山外相、山田次官らと思われる）は、米軍の出兵に批判的立場をとり、米国案への「棄権」を主張した⁶⁶。だが、彼らが日米関係を重視しなかったわけではない。彼らは出兵に批判的なAA諸国と歩調を合わせておけば、後々に米国を窮地から救い出すことができ、その結果、有利な立場を確保できると考えていたのであった⁶⁷。

しかし、たまたまワシントンから帰国中で、外務省幹部会に出席することができた朝海浩一郎駐米大使が、このような外務省首脳部の立場に真っ向から反対し、米国案への「賛成」を主張した⁶⁸。朝海は、日本が米国案に「棄権」することは、日米間の多くの懸案に重大な影響を与えると同時に、「国際場裏に於ける米国の将来的な決定に、日本が及ぼす影響力を、増大させるよりもむしろ減退させる」と主張した。そして、朝海は、「米国は、

その過ちの結果から救い出されなければならない」という外務省首脳部の議論に対しても、「米国の心理に無知であることをさらけ出すことだ」と反駁したのである⁶⁹。このように、米国案をめぐる、外務省幹部会は、「アジアの一員の立場の堅持」を優先して「棄権」を主張する立場と、「自由主義諸国との協調」を優先して「賛成」を主張する立場とに二分されたのであった。ここに、外務省内の吉田派（「対米協調」）と反吉田派（「対米自主」）の対立が、一気に先鋭化したのである。このような状況において、藤山は、米国案は「用語も強硬、独断的の所あるに付適宜緩和方賛成または棄権されたい」と、山田に代表される外務省内の反吉田派の見解を重視して、米国案への「棄権」も含めた訓令を準備させた⁷⁰。

一方、米軍のレバノン出兵に批判的な岸内閣に対して、自民党内からは批判が相次いだ。7月16日の自民党国防部会では、芦田均が船田中とともに「岸総理は“アジアの一員として”とか言っているそうだが、ナッセルやソ連と一緒に日本をどうしようというのか」と、岸外交を批判している⁷¹。こうした批判を背景に、「ポスト岸」を目指す河野一郎自民党総務会長が、政敵たる藤山に政治的挑戦を試みた。対外政策の主導権を藤山から奪うことを画策した河野は、7月17日の自民党総務会において外交調査会（船田中会長）の再発足を決定すると同時に、重要な外交案件を外務省ではなく、政府・与党連絡会議を通じて決定することを打ち出したのであ

た⁷²。

さらに、日本が米国案に「棄権」するかもしれないとの情報は、外務省関係者によってマッカーサーに内報されていた⁷³。マッカーサーにとって、米国案への「棄権」という、同盟国たる日本からのあからさまな批判は許容できるものではなかった。マッカーサーは、トルコ、イラン、パキスタン、フィリピン、中華民国の駐日大使に対して、彼らが米国の出兵を強く支持していることを日本外務省に「知らしめる」ように申し入れた⁷⁴。マッカーサーは、「アジアの一員」を自負する日本の立場を逆手に取り、当のAA諸国を通じて、間接的に外務省の行動を抑制しようとしたのである。さらに、マッカーサーは、山田に対して、米国の立場を支持するように強く要望すると同時に、「レバノンの独立を保護する我々の努力に、直接的に反対する立場を日本が取っているとの印象を与える行為は、我々が共同でなそうとしている多くの懸案に、有害な影響 (adverse effects) を与えかねない」と警告した⁷⁵。藤山は、7月18日には、マッカーサーとの間に日米安保条約に関する交渉を控えており、日米関係は微妙な時期に差しかかっていた。そのため、この警告は、米国案への「棄権」も考慮した藤山に対して、それを再考させるに足るだけの効果を持ったと思われる。ここに至って、外務省幹部会は、米国案に対して「賛成または棄権」という決定を、一転して「賛成」に改めて、松平に訓令した⁷⁶。

このように岸内閣が米国案への「賛成」を

表明したことに対して、アイゼンハワーは、「深く感謝する」とした親書をマッカーサーを通じて岸に手交した⁷⁷。親書を受理した岸は、UNOGILの報告がUARの大規模な干渉も、国連軍の設置の必要性も認めていないことに言及し、米国のレバノン出兵に疑問を呈した⁷⁸。これに対して、マッカーサーは、「米国や日本その他の自由主義諸国は、外国からの間接侵略から身を守ろうとしている自由主義諸国から要請があった場合にそれを助けるのか、あるいは、全く無関心な態度を取り、合法的な自由主義政府が外国の侵略によって転覆されるのを放置するのか。それが問題である」と述べ、レバノン危機を冷戦の論理に転化した。マッカーサーが示唆したように米軍のレバノン出兵は、米国の自由主義諸国へのコミットメントの信頼性を証明するものでもあったのである。そこで、岸は、直ちに「外交三原則」を列挙しつつ、その中でも「自由主義諸国との協調」すなわち日米協力関係が最重要であり、だからこそ、米国案にも「賛成」を表明したと断じた⁷⁹。このように、岸は、藤山とは対照的に、朝海に代表される外務省内の吉田派の見解により近い立場をとった。それは、日米安保改定交渉にあたり「アメリカが本当に日本を守るという義務を負ってくれるのかどうか」ということに最大の危惧を抱いていた岸にとって⁸⁰、自由主義国家として立場を同じくするレバノンへの米軍の出兵が、ある意味、満足しうるものだったためである。

しかし、同時に、岸は、米国からの信頼を

固める一方で、藤山に対しては「対米自主」の立場から独自のイニシアティブを発揮する自由も与えた。藤山にとって米国案への「賛成」は、「日米協力体制より生ずる真のパートナーシップの精神より難きを忍んでの大乗的措施」以外の何ものでもなかった⁸¹。米国案への「賛成」に転じた藤山は、即座に「アメリカのレバノン派兵はかえって事態の平和的解決を困難ならしむるにあらざるやを憂慮する」という声明を発し⁸²、今度は米軍の撤兵条件をすみやかに作り出すために既存のUNOGILを拡大・強化せんとする独自の決議案を準備したのである⁸³。既に安保理に提出されていた米国案、ソ連案、スウェーデン案の否決が決定的となり、安保理が決裂寸前に陥っていた7月19日に、松平は、日本決議案を安保理に提出した。

岸は、なぜ、藤山に独自の決議案を安保理に提出させたのであろうか。それは、第一に、世論からの支持を獲得するためであった。世論は米軍のレバノン出兵に批判的であった。しかも、米国のレバノン出兵に批判的な外務省が、米国案に「賛成」を決定した経緯は、「日本の態度が一日のうちに急変したかのような印象」を世論に与えてしまった⁸⁴。このような世論を背景にした社会党は、岸内閣が米国案に「賛成」したことに「絶対に反対である」という声明を発表していた⁸⁵。そこで、岸は、独自の決議案を提案することによって、国内世論の支持を引き寄せようと試みたのである。

第二に、より重要だったのは、AA諸国か

らの支持を獲得するためであった。当初は米国案への「棄権」によって獲得しようと考えていたAA諸国からの信頼を、岸は、新たな決議案の提出によって改めて調達しようと試みたのである。藤山は、日本案に関して「米ソ双方の反対を避けること困難なる場合は徒に賛成票の多少にとられることなく今後緊急総会における我方独自の立場と見解を率直に表すもの（中略）を表決に付すこと適当と考える」と考えており、その成否自体を重視していなかった⁸⁶。むしろ、藤山は、「独自の立場と見解を率直に表す」決議案の提出によって、米国の出兵に批判的なAA諸国からの支持を獲得し、来るべき国連総会において発言権を確保することに重きを置いていたのである。実際、UARを含むAA諸国は、次々と日本案に対して支持を表明した⁸⁷。

さらには、米国のロッジ国連大使（Henry Cabot Lodge Jr.）も、一定の修正を求めつつも原則的には日本案への「賛成」を表明した。ダレス国務長官（John Foster Dulles）も、7月20日の大統領との会議の席で、「国連における日本決議案は、中東情勢に関する我々の次のステップの基礎となりうる」と発言し、日本案への支持を明らかにした⁸⁸。レバノンでの長期駐留をそもそも望んでいなかった米国にとって、撤兵条件をPKOの拡大によって作り出そうとする日本案は、肯定的に評価しうるものだったのである。その後、日本案への支持に最後まで難渋したスウェーデンも、最終的には支持を表明したことで、松平は、国連内に、対立するUAR、米国を

も包含するコンセンサスを形成することに成功した。しかし、米国の支持は反射的にソ連の反対を招き、日本案は7月22日には、唯一ソ連の反対によって否決されてしまう。

だが、日本案は無意味だったわけではなかった。日本案を拒否権で葬り去ったソ連からさえ、UNOGILの増強という同案の趣旨に対しては支持を得ていたのである。日本案の採択の直前に、ソボレフ国連大使（Arkaby A. Sobolev）は、松平との交渉を通じ、UNOGILの増強を明記した一文を日本案から削除させると、今度は、自ら削除させた正にその一文を取り込んだ修正日本決議案を再度安保理に提出したのである⁸⁹。ソ連は、一見意味不明なこの行動を通じて、日本案には反対しつつも、UNOGILの増強自体は支持する旨を間接的にハマースホルドに表明していたのである。実際、ハマースホルドは、ソ連による修正日本案を通じて、従来、UNOGILの増強には否定的であったソ連からも、暗黙の支持を得たことを確認した⁹⁰。

こうしてハマースホルドは、否決された日本案の考え方に沿って、独自にUNOGILの増強計画に着手したのである。その結果、UNOGILの監視員の数は、7月17日現在の133名から、11月中旬までに591名に増員され、種々の機材の増強も図られた。この、UNOGILの増強も一因となって、撤兵条件が満たされたと考えた米国は、10月までにはレバノンからの撤兵を終了した⁹¹。さらに、アイゼンハワー政権は、レバノン危機が収束した1958年10月に中東政策を見直し、ナセルとの関係

を正常化しようとした⁹²。つまり、米国は、むしろ岸内閣の中東認識へと接近したのであった。

このように、否決されたとはいえ、日本案は、国連内のコンセンサスにソ連をも取り込むことに成功し、ハマースホルドがUNOGIL増強にイニシアティブを発揮する呼び水の役割を果たすこととなった。つまり、岸内閣の国連外交は、第一節で述べた「自由主義諸国との協調」と「アジアの一員」の間のジレンマを、ハマースホルドのイニシアティブを介することによって克服し、米国とUARの対立を緩和することに貢献したのである。

3、岸内閣の国連外交の評価

以上のように、岸内閣は、安保理を中心に、対立する米国とUARの仲介者的役割を果たした。岸外交は、両者からどのように評価されたのであろうか。第一に、UARである。ナセルは、土田豊駐UAR大使との会談の中で「日本政府および国民がナショナリズムに正しい理解と同情を有することにに対し厚く感謝している」と述べ、国連における日本の外交努力を高く評価した⁹³。第二に、米国である。先述のとおり、米国案の取り扱いをめぐって、日米関係が、一時緊張関係にあったことは確かである。このような緊張関係は、8月に開催された国連緊急総会においても継続していた。そこでの藤山・ダレス会談では、藤山が「今総会の目的は米英軍の撤兵をいかに早く行いうるような結果をもたらすかにある」と述べると、ダレスが「否。目的はレバ

ノン、ヨルダンからのコンプレイントを討議するにある」と切り返すといった緊迫した一幕もあった⁹⁴。

しかし、米国は、全般的にはレバノン危機をめぐる岸内閣の国連外交を評価した。パーソンズ国務次官補代理(J. Graham Parsons)は、下田武三駐米公使に「最近の安保理事会における日本代表の活動は、most effective and usefulであり、米政府はこれを深くアプリシエートする」と語っており⁹⁵。さらにアイゼンハワー大統領自身、日本案を「全く分別あるもの(completely sensible)」と回顧録の中で高く評価しているのである⁹⁶。

第三節 国連からの自衛隊派遣要請

1、自衛隊派遣要請の拒否

しかし、ここで問題となったのが、ハマースホルドから求められたUNOGILへの自衛隊派遣であった。7月28日に、ハマースホルドはUNOGILの75名増員計画の一環として、従来の派遣国に加えて、新たにアルゼンチンと日本に対しても将校の派遣を要請した。松平に対しては、「監察団の火急の必要を充たすため迅速なる援助を与えられれば欣快に堪えない」とする口上書をもって、士官10名(少佐あるいは大尉クラス)の派遣を要請した⁹⁷。岸が「あるかないかわからないこと」としていたPKOへの自衛隊派遣問題が、ここに現実のものとなり、日米関係と対AA諸国関係とのジレンマを切り抜けた岸内閣は、国連外交と国内政治の間のジレンマに陥ったのである。

岸内閣は、UNOGILの強化をめざした日本案を安保理に提案した直後から、その裏付けとして自衛隊派遣の可能性を検討していた⁹⁸。すでに外務省は、米国案に「賛成」することさえ国連警察軍への自衛隊派遣問題を引き起こしかねないと考え、あくまでも「兵力の寄与について留保する旨」を表明するように松平に指示していた⁹⁹。したがって、岸内閣が、自ら日本案を安保理に提出した時に、その一環として自衛隊派遣問題が浮上すると判断したのは当然であった。そして、この問題では、防衛庁と内閣法制局が肯定的な見解を持っていた。左藤義詮防衛庁長官は、岸から諮問があれば「具体的な意見具申をする用意がある」と記者会見で述べていた¹⁰⁰。また、林修三内閣法制局長官も、自衛隊を直接UNOGILに派遣することは、防衛庁設置法や自衛隊法に照らして認められないが、自衛隊員を外務省職員に「併任」させればUNOGILに派遣することも可能であるという判断を下していた¹⁰¹。

一方、最も自衛隊派遣に消極的であったのが藤山であった。7月22日の閣議において、左藤防衛庁長官が藤山に対して国連からの自衛隊派遣要請の可能性を尋ねたのであるが、藤山はこれを否定した¹⁰²。7月28日には、自民党の佐々木盛雄が国会において「日本として提案した以上、みずから監視団の一員に参加して相当な役割を演ずるだけの責任を持たねばならぬ」と藤山に問いただしたが、藤山は「提案したから必ずそれに入らなければならぬというようなことは考えない」と断言

した¹⁰³。

このように、藤山が、UNOGILへの自衛隊派遣に消極的であった背景には、岸内閣の最大の外交案件であった日米安保改定交渉があったと考えられる。特に、岸は、「日本の空気は戦争を嫌悪すること顕著なるものあり」と認識し、「日本が現状より以上に戦争に巻き込まれる危険が増すと云う様な感じになることは避けなければならぬ」と考えていた¹⁰⁴。したがって日米安保改定交渉を直前に控えた藤山もまた、UNOGILへの自衛隊の海外派遣を現実化することによって、「戦争に巻き込まれる危険が増すと云う様な感じ」を世論に与えることを恐れたのである。実際、UNOGILへの自衛隊参加に対しては、世論の一部が反発した。例えば、朝日新聞は、岸内閣がレバノンへの自衛隊派遣を契機に「本格的再軍備にもっていこうとの下心もありそうで、警戒を要する」と論評した¹⁰⁵。このような世論を背景にした社会党は、藤山に対して、「いかなる形においても」自衛隊をUNOGILに「絶対に」派遣しないことを保証するように求めていた¹⁰⁶。

7月30日に松平からハマースホルドの口上書を受け取った藤山は、この問題を防衛庁長官や内閣法制局長官の出席する閣議ではなく、自民党幹部を交えた政府・与党連絡会議にて検討した。そこでは、UNOGILへの自衛隊派遣は「自衛隊海外派兵の糸口をつくるものではないかとの議論をよぶおそれがあり、国内政治情勢や国民世論への影響なども考える必要がある」という意見が大勢を占めた¹⁰⁷。

こうして藤山は「我が国は国連監察団の増強を主張した経緯もあり、又国連協力の根本的立場からも何とか貢献したい」として、文民の派遣には積極的な姿勢を見せながらも、自衛隊の派遣についてはあくまでも「差し控えたい」とする訓令を松平に発することとなった¹⁰⁸。藤山は、自衛官を外務省職員に「併任」するという、内閣法制局が用意した方策に対しても「あまりにも窮余の便法たる印象を与え国内的に物議を醸す恐れがある」と判断し、実施しなかった¹⁰⁹。

2、国連内の評価

ハマースホルドからの自衛隊派遣要請に接した岸内閣は、国内世論への配慮を優先してUNOGILへの自衛隊派遣を拒否した。その結果、この問題が国内的な大論争へと発展することはなかった。しかし、国内世論を優先した結果、岸内閣は、国連において困難な立場に立たされた。当時、国連には日本に対する「割り切れぬ空気」が流れていたという¹¹⁰。

UNOGILの増強を提案しておきながら、国連からの自衛隊派遣要請は拒否するという岸内閣の矛盾した態度に対して、ハマースホルドは「遺憾の意」を表明したと言われている¹¹¹。ハマースホルドは、日本案がソ連によって否決された後、「嵐であるといって船長が船を出さないというような消極的なことは現在許されない」との認識から、独自に日本案の趣旨であったUNOGILの増強に着手していった¹¹²。それにもかかわらず、原案提起者たる日本が非協力的態度を示したこと

は、当時の胸中を「逃れることのできない孤独」と日記に記していたハマーショルドにとって¹¹³、明らかに「遺憾の意」を表明するに値したといえよう。日本の対応は、国連協力のために国内法が準備されていなかったにもかかわらず、臨時措置を講じてUNOGILへの将校派遣を断行したアイルランドと対照的であった¹¹⁴。

これに対して、藤山から自衛隊派遣を「差し控えたい」旨の訓令を受けた松平は、次のように岸内閣の対応を批判した請訓を行っている¹¹⁵。第一に、松平は、国連の要請を拒否した根拠となっていた、防衛庁設置法や自衛隊法の解釈に疑問を投げかけた。松平は、憲法が条約に国内的効力を認める以上、国連に加盟した日本は、憲法や自衛隊法も国連憲章に沿って再解釈しなければならないと考えていた。第二に、松平は、安保理の決議や授權に基づいて、国連事務総長がUNOGILに関して加盟国に要請を行う場合、これに応じないのは「憲章二条の精神に反し、わが国憲法の精神にも反するものかと存ぜらる」と主張した。第三に、松平は、国連においては、以上の議論以外は「受け入れられざる感強き」との感想を率直に本省に伝えた。そして「今後とも憲法と条約との法律関係を更に掘り下げ情勢の推移を見たる上再度御検討を得れば幸甚と存ずる」と請訓した。こうした松平の不満は後々まで尾を引き、1961年に松平が「1958年のレバノン問題にさいし、わが国が国連監視団への派兵を求められた時も、政府はこれをことわることになり、私としては窮

地に立った。こんごはせめてオブザーバーを派遣できるようにしたい」と発言したことが、国会で大問題となる¹¹⁶。また、松平のみならず、外務省内にも「将来には国内法の改正をも考慮し、今後の如き場合に協力し得るよう取り運びたい」との問題意識が、レバノン危機を契機として抱かれるにいたった¹¹⁷。

3、自衛隊派遣に対する国内コンセンサス

以上のように、岸内閣は、国連外交と国内世論の間のジレンマを、克服することができなかった。ただし、ここで注目すべきは、世論の中にもレバノン危機を契機として、自衛隊のPKO派遣に肯定的な見解が少なからず現れていたという事実である。つまりレバノン危機をめぐる岸内閣の国連外交には、国連外交と国内世論のジレンマを克服する可能性もあったのである。

保守的な論客で一例をあげれば、国際法学者・入江啓四郎は「要請を拒絶することが、国際信義にもとるような羽目に陥るようであれば、大乘的見地に立って自衛隊員を参加させてもよからう」と主張した¹¹⁸。他方で、戦後平和主義の代表的論客となった坂本義和でさえも、1959年に「政府は『海外派兵』の憲法問題を顧慮して参加を断わり、国連当局者に奇怪な印象を与えた」と、UNOGILへの自衛隊派遣に肯定的な見解を述べている¹¹⁹。新聞においても、「少なくとも研究する余地はあるかもしれない」（読売新聞）、「その参加人数も武官十人という小規模なものであっても国内事情から出せないというのはどうで

あろうか」(毎日新聞)と、UNOGILへの自衛隊参加に肯定的見解が散見された¹²⁰。

なぜ、世論の大半が自衛隊の海外派遣に対して警戒的であった当時に、このように、自衛隊のUNOGILへの参加を容認する見解が現れたのであろうか。第一に、UNOGILは、非武装の軍事監視団であり、それへの自衛隊の派遣が、憲法9条に抵触するとは考えられなかった。既に林修三内閣法制局長官も「全く武力の行使と関係のない警察行動的なものがあり得た場合に、それは憲法第9条と直接関連しない面もある」と答弁していたのである¹²¹。新聞においても、UNOGILは「監察団は国連軍と違って、戦闘を前提としない純粹な平和行動を目的とする」(読売新聞)、「戦闘部隊ではない単なる監視団」(毎日新聞)といった認識が共有されており、それが自衛隊派遣に肯定的な見解を支えていた¹²²。

第二に、さらに重要であったことは、そもそも世論が、自衛隊派遣の前提となった日本案を一致して支持していたことである。例えば新聞各紙は、日本案を「現実的であり妥当」(読売新聞)、「現実に即した妥協案」(毎日新聞)、「今回の安保理事会の手で、レバノンの事態を最も速やかに収拾するための、そして中東の危機を解決するための最後の機会」(朝日新聞)と高く評価していたのであった¹²³。そこで、世論は、自ら高く評価した日本案の延長線上にあった自衛隊のUNOGIL派遣問題に対しても、「〔自衛隊を派遣しなければ一引用者注〕国際的には日本提案は実行の裏づけのないエゴイズムととられる可

能性がある」(毎日新聞)、「監察団を増強すべし、という以上は、この案に責任を持たねばならぬ、というのは常識」(読売新聞)と、肯定的見解を示したのである¹²⁴。自衛隊の派遣事態には否定的であった朝日新聞でさえも、「発言者がイザとなったらイヤだと背を向けたのだから、意外に思われるのも無理はない」と、その対応の矛盾は自覚していたのであった¹²⁵。つまり、レバノン危機をめぐる岸内閣の国連外交は、独自の安保理決議案を軸に、国内においては少なからぬ世論をPKOへの自衛隊派遣を支持する方向に向かわせていたのである。

おわりに

岸内閣は、「自主外交」を掲げた藤山を中心に、「アジアの代表」としての意味合いが強かった安保理において、AA諸国と西欧諸国の仲介者的役割を果たした。ただし、岸内閣の国連外交は、対米関係と、自衛隊派遣問題について重大なジレンマを抱えており、1958年のレバノン危機はその克服を岸内閣に課した。

第一に、日米関係とのジレンマである。岸内閣は米国のレバノン出兵を批判し、安保理において米国の決議案を「棄権」することさえ考えた。しかし、米国は、日本に対して警告を発し、米国案に「賛成」するように圧力を加えた。日米安保条約改定交渉を控えた岸内閣は、米国案に「賛成」せざるをえなかった。しかし、あくまでもレバノンからの米軍の早期撤兵を促そうと試みた岸内閣は、

PKO拡大を狙った独自の決議案を提案することに活路を見出した。それは、結局、ソ連の拒否権によって葬り去られたが、安保理内の合意形成に役立ち、ハマースョルドの独自のイニシアティブを支えた。このように、岸内閣の国連外交は「対米自主」であったにもかかわらず、基本的には米国の国益にも合致するものであったために、アイゼンハワー大統領はこれを高く評価した。このような評価は国家安全保障会議の対日政策基本文書（NSC6008/1）へと結実することとなった¹²⁶。そこで、アイゼンハワー政権は、日本の自由世界への貢献は経済力と、AA諸国への「調停役としての影響力（a moderating influence）」を通じてであろうと結論し、「特に国連において日本がアジア・アフリカ諸国に対して穏健かつ建設的な役割を果たすように奨励し、補助する」ことを基本政策方針として掲げたのである。

ここで問題となったのが、第二のジレンマであった自衛隊派遣問題である。岸内閣は、独自の決議案を準備しながら、それを裏付けるUNOGILへの自衛隊派遣は拒否した。日米安保改定を控えた岸は、自衛隊の海外派遣を行うことで「戦争を嫌悪すること顕著なる」国内世論を刺激することを極度に恐れていた。国家の最大の政策課題は「いうまでもなく安全保障」と喝破し、日米安保改定に全力を注いでいた岸にとって、それは当然だった¹²⁷。ただし意外なことに、世論の中には、UNOGILに対する自衛隊の派遣を積極的に肯定する主張も現れていた。これは、ハマース

ョルドからの自衛隊派遣要請の根拠となっていたのが、世論が高く支持した日本案のアイデアだったからであった。

このように、レバノン危機において、高い評価を国際社会から得ることのできた外務省が、後に日本を、西欧諸国とAA諸国の「善意の仲介者」と自讃したのも、あながち間違った認識ではないであろう¹²⁸。1950年代後半の当時、カナダやスウェーデンといった北欧諸国など、ミドル・パワーと呼ばれる国々の活発な国連外交が顕著であった。岸内閣もレバノン危機を通じて、これらの国々と同様に評価されうるに十分な外交を展開したのである。つまり、岸は、日米安保条約改定によって「対米協調」を強化すると同時に、外相に藤山を起用することによって、鳩山、石橋内閣が一貫して有してきた「対米自主」に関して、それを国連におけるミドル・パワーに成熟させようと試みていたのであった。このような岸内閣の国連外交は、「国民外交」を掲げた藤山の下で、独自の安保理決議を軸に、国内のナショナリズムに表現を与えようとする試みでもあった。その結果、岸内閣の国連外交は、国内においては、PKOへの自衛隊派遣を支持する世論さえ形成しつつあったのである。

しかし、その後、PKOへの自衛隊派遣を可能とするような国内支持は失われていった。1961年に、松平大使が、レバノン危機時に国連からの自衛隊派遣要請を断ったことに関して「私としては窮地に立った」と語り、自衛隊派遣は「国連協力の根本をなすべきものだ」

と訴えたときには、もはや世論が肯定的な反応を示すことはなかった¹²⁹。1958年当時にはUNOGILへの自衛隊派遣に肯定的であった読売新聞でさえ、一転して「内政上の判断から派兵を拒否したのは当然」として、松平を批判したのである¹³⁰。そこには1960年の安保騒動が影をさしていた。岸が日米安保条約の批准を衆議院で強行採決したことが、保守政治に対する世論のイメージを決定的に悪化させてしまっていたのである。

こうしてPKOへの自衛隊派遣に対する国内コンセンサスの萌芽が失われていったことは、その後の国連外交にとって重大な制約となっていた。なぜなら、ミドル・パワーとして「国連の中の安定勢力を構成」していたカナダや北欧諸国は、日本とは異なり、その現実的な裏付けとしてPKOに参加するための国連待機軍を設置するなどの措置を取っていたためである¹³¹。PKOへの自衛隊派遣に関する国内コンセンサスの不在は、日本の国連外交そのものを拘束していったのである。

こうして、外務省内にはレバノン危機以降PKOに自衛隊を派遣できないことが、日本の「国連協力に対する熱意につき疑惑を生ぜしめるのみならず、国連の内外における日本の国際的発言権を弱体化せしめている」との認識が蓄積されていった¹³²。実際にも、外務省は、このような問題意識を背景にして、1966年には国連による「紛争の平和的解決のための活動」に自衛隊を参加させることを骨子とした「国連協力法案」を作成している¹³³。その後も外務省は、1992年に現行の「国際平

和協力法」が成立するまで、PKOへの参加構想を断続的に模索していく¹³⁴。このように、1958年のレバノン危機は、日本にとってPKO参加の原体験となったのである。

* 投稿受付 2002年11月29日

受理 2003年3月12日

注

- 1 例えば、香西茂『国連平和維持活動』、有斐閣、1990年、484-488頁、小谷秀次郎「自衛隊の海外派遣と国連協力」『防衛論集』2巻第1号（1963年）、阪口規純「国連の集団安全保障と日本—国連軍参加に関する政府解釈の変遷—」『国際公共政策』3巻2号（1998年10月）など。レバノン危機をめぐる日本外交を紹介したものとしては、佐藤晋「冷戦・国連・『東西の架け橋』中東問題への日本の対応（1956～1958）」、IPE Discussion Paper 3 (Tsukuba: The Doctoral Program in International Political Economy University of Tsukuba 2001)、伊能武次「レバノン派兵と日本—外務省公開文書『中近東紛争雑件』をもとにして—」『現代の中東』25号（1998年）、鹿島平和研究所編『日本外交史 32 講和後の外交 3 国際連合』、鹿島研究所出版会、1970年、54-59頁など。
- 2 齊藤鎮男『国際連合の新しい潮流 改訂増補版』、新有堂、1984年、352頁。
- 3 例えば、五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』、大阪書籍、1989年、添谷芳秀『日本外交と中国 1945-1972』、慶應通信、1995年、権容爽「岸の東南アジア歴訪『対米自主』外交」『一橋論叢』123巻1号（2000年1月）など。本稿では、「対米自主」を「日米協調を前提としつつも、国益に基づいた独自の判断の下に、米国と一線を画する政策も辞さない外交姿勢」と定義しておく。

- 4 例えば、坂元一哉『日米同盟の絆—安保改訂と相互性の模索』、有斐閣、2000年、陳肇斌『戦後日本の中国政策—1950年代東アジア国際政治の文脈』、東京大学出版会、2000年、保城広至「岸外交評価の再構築」『国際関係論研究』17号（2001年9月）など。
- 5 ここではミドル・パワーを「単独では国際社会に対して影響力を行使できないため、国連における多国間外交を積極的に活用することによって、自国の利益を国際公共益に結びつけて追求する諸国」と定義しておく。本稿では特にハマースホルドの信頼が厚かった、カナダ、ノルウェー、アイルランド、ニュージーランド、チュニジア等の国連加盟国を想定している。Brian Urquhart, *Hamarskjold*. New York: Knopf, 1972: 257.
- 6 「国連中心主義」については、斉藤鎮男『外交』、サイマル出版、1991年、39-46頁を参照。
- 7 外務省編『わが外交の近況』2号（1958年3月）、8頁。
- 8 明石康『国際連合』、岩波書店、1985年、9-10頁。
- 9 星文七「日本の国連活動の実績と課題」『国際法外交雑誌』56巻1・2号合併号（1966年8月）、91頁。
- 10 「国連事務総長と会談の件」加瀬大使発高崎外務大臣臨時代理宛、1956年8月14日、外務省外交史料館所蔵マイクロフィルム（以下、外務省外交記録とする）A'376。
- 11 欧米局第五課「AA諸国に対するわが国の基本態度」、1957年1月16日、外務省外交記録A'0381。
- 12 同上。
- 13 1957年のインドネシア内戦と日本に関しては、宮城大蔵「インドネシア賠償をめぐる国際政治」『一橋論叢』125巻1号（2001年1月）、34-50頁、佐藤晋「戦後日本の東南アジア政策（1955～1958年）」中村隆英／宮崎正康編『岸信介政権と高度成長』、東洋経済新報社、2003年、243-267頁を参照。
- 14 岸信介、矢次一夫、伊藤隆『岸信介の回想』、文芸春秋社、1981年、180頁。
- 15 岸信介『岸信介回顧録』、廣済堂出版、1983年、312頁。
- 16 同上、376頁。『外務省発表集』6号（1958年1月）、83-85頁。
- 17 『外務省発表集』6号（1958年1月）、2頁。
- 18 藤山愛一郎、松本重治「もっと国際感覚を」『中央公論』72巻1号（1957年1月）、301頁。
- 19 中谷武世『アラブと日本』、原書房、1983年、25頁。
- 20 藤山愛一郎『政治わが道』、朝日新聞社、1976年、6頁。
- 21 山田久就については、山田久就『べらんめい外交官』、金剛出版、1966年を参照。
- 22 小熊英二『〈日本人〉の境界』、新曜社、1998年、524-525頁。
- 23 外務省情報文化局編『外務省発表集』6号（1958年3月）、2頁。
- 24 吉田茂『回想十年』中央公論社、1998年、35頁。
- 25 吉田茂「国連加盟に寄す」『毎日新聞』1956年12月13日。
- 26 吉田茂記念事業財団編『吉田茂書簡』、中央公論社、1994年、704頁。
- 27 『外務省発表集』6号（1958年1月）、83-86頁。
- 28 *Foreign Relations of United States*（以下、FRUSと略記）、1955-1957, vol.22: 325-326. 細谷千博編『日米関係通史』、東京大学出版会、1995年、196-197頁。
- 29 当時の国連における日本の立場については、松本三郎「国連における日本の投票態度」『国際政治』24号（1963年4月）を参照。
- 30 『毎日新聞』1958年6月25日夕刊。
- 31 高井晋「国連平和維持活動に対する各国の態度」『国際法外交雑誌』91巻4号（1992年10月）、54頁。
- 32 『官報号外』第28回国会、衆議院内閣委員会

- 議録22号、1958年3月28日。
- 33 アイゼンハワー政権期の米国の中東外交については、鹿島正裕「第二次・第三次中東戦争間の米国・エジプト関係」『金沢法学』38巻1・2合併号（1996年3月）、泉津『アイゼンハワー政権の中東政策』国際書院、2001年を参照。
- 34 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 41-43. なお、1958年レバノン危機については、Douglas Little, "His Finest Hour? : Eisenhower, Lebanon, and the 1958 Middle East Crisis." *Diplomatic History* 20 (Winter 1996); Irene L. Gendzier, *Notes from the minefield: United States intervention in Lebanon and the Middle east, 1945-1958*. New York : Columbia University Press, 1999.
- 35 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 45-48.
- 36 *Ibid* : 49-50.
- 37 U.N. Doc. S/4007, May 22, 1958.
- 38 アダム・ウラム『膨張と共存 ソヴェト外交史 8』、サイマル出版、1974年、783頁。
- 39 「レバノン紛争の安保理提訴の件」藤山発松平宛、1958年5月26日、外務省外交記録 A'0384。
- 40 同上。
- 41 田村秀治については、同『アラブ外交55年』上下、劉草書房、1983年を参照。
- 42 「レバノン問題に関する件」田村発藤山宛、1958年5月26日、外務省外交記録、A'0384。
- 43 「レバノン問題に関するわが方準備の決議案に関する件」松平発藤山宛、1958年6月12日、外務省外交記録 A'0384。
- 44 U.N. Doc. S/4022, June 10, 1958.
- 45 「レバノン問題に関するわが方準備の決議案に関する件」松平発藤山宛、1958年6月11日、外務省外交記録、A'0384。
- 46 U.N. Doc. S/RES/128, June 11, 1958.
- 47 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 121.
- 48 Dwight D.Eisenhower, *Waging Peace*, 1956-1961. New York : Double day, 1965 : 268. (仲晃、佐々木謙一、渡辺靖訳『アイゼンハワー回顧2』、みすず書房、1968年、236頁)。
- 49 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 130-137.
- 50 「レバノン紛争の件」藤山発松平宛、1958年6月11日、外務省外交記録 A'0384。
- 51 「レバノン紛争に関する件」藤山発朝海浩一郎駐米大使宛、1958年6月10日、外務省外交記録 A'0384。
- 52 「山田次官・マックアーサー米国大使会談要旨」、1958年6月25日、外務省外交記録 A'0384。
- 53 Douglas MacArthur II to John Foster Dulles, June 23, 1958. In State Department Files, Record Group 59, National Archives II, CollegePark, Maryland : Lebanon Crisis Files, 1952-1957, lot file no.59, D-600. Hereafter cited as RG59/NA with file number.
- 54 *ibid*.
- 55 「山田次官・マックアーサー米国大使会談要旨」1958年6月25日、外務省外交記録、A'0384。
- 56 「中近東問題に関する山田次官・マ米国大使会談の件」藤山発宛 1958年7月1日、外務省外交記録、A'0384。
- 57 藤山外相の下に、米国、ソ連、西独、UAR、タイに駐在する大使が招集された。
- 58 『朝日新聞』1958年7月12日。
- 59 U.N. Doc. S/4040, July 1, 1958.
- 60 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 207-208.
- 61 *Ibid* : 211-215.
- 62 「レバノンの事態に関するナーセル・アラブ連合大統領の声明（抜粋）」浦野起央編著『資料体系 アジア・アフリカ国際関係政治社会史』3巻、パピルス出版、1979年、450頁。
- 63 Eisenhower, *Waging Peace* : 277 (仲『アイゼンハワー回顧録』237頁)。
- 64 U.N. Doc. S/4050, July 15, 1958.
- 65 「レバノン問題等に関し安保理審議の件」松

- 平発藤山宛、1958年7月15日、外務省外交記録 A'0384.
- 66 Douglas MacArthur II to John Foster Dulles, July 17, 1958. In RG59/NA : Lebanon Crisis Files, 1952-1957, lot file no.59, D-600.
- 67 *ibid.*
- 68 *ibid.*
- 69 *ibid.*
- 70 「レバノン問題安保理審議の件」藤山発松平宛、1958年7月16日、外務省外交記録 A'0384.
- 71 進藤栄一編『芦田均日記』7巻、岩波書店、1986年、135頁。
- 72 原彬久『戦後日本と国際政治 安保改定と政治力学』、中央公論社、1988年、224頁。
- 73 Douglas MacArthur II to John Foster Dulles, July 17, 1958. In RG59/NA : Lebanon Crisis Files, 1952-1957, lot file no.59, D-600
- 74 *ibid.*
- 75 *ibid.*
- 76 「レバノン問題安保理審議の件」藤山発松平宛、1958年7月16日、外務省外交記録 A'0384.
- 77 John Foster Dulles to Douglas MacArthur II, July 16, 1958, International Series, AnnWhiteman File, Eisenhower Library, Abilene, Kansas.
- 78 Douglas MacArthur II to John Foster Dulles, 18 July 1958, International Series, AnnWhiteman File, Eisenhower Library, Abilene, Kansas.
- 79 *ibid.*
- 80 原彬久編『岸信介証言録』、毎日新聞社、2003年、315頁。
- 81 「安保理レバノン問題」藤山発松平宛、1958年7月19日、外務省外交記録 A'0384.
- 82 『外務省公表集 第11号および公表資料集 第6号(合冊)』(1959年1月)、9頁。
- 83 U.N. Doc. S/4055 and Rev. 1, July 21, 1958.
- 84 『朝日新聞』1958年7月18日。
- 85 同上。
- 86 「安保理レバノン問題」松平宛、1958年7月19日、外務省外交記録 A'0384.
- 87 「安保理事会に関し各国との接触情況の件」1958年7月19日、松平発藤山宛、外務省外交記録 A'0384.
- 88 *FRUS, 1958-1960*, vol.11 : 347.
- 89 U.N. Doc. S/4063, July 22, 1958.
- 90 Urquhart, *Hammarskjold* : 269.
- 91 *The Blue Helmets*. New York : United Nations, Dept of Public Information, 1990 : 183-185.
- 92 Richard H. Immerman, *John Foster Dulles*. Wilmington : Scholarly Resources, 1999 : 196.
- 93 「ナセル大統領との会談に関するの件」土田発藤山宛、1958年8月2日、外務省外交記録 A'0383.
- 94 「藤山大臣ダレス会談の件」松平発岸外務大臣臨時代理宛、1958年8月19日、外務省外交記録 A'0385.
- 95 「安保理首脳会談に関する件」下田駐米臨時代理大使発藤山宛、1958年7月26日、外務省外交記録 A'0384.
- 96 Eisenhower, *Waging Peace* : 283 (仲『アイゼンハワー回顧録』250頁)。
- 97 「国連監視団増強の件」藤山発松平宛、1958年7月30日、外務省情報公開文書、03864号。
- 98 『毎日新聞』1958年7月21日。
- 99 「レバノン問題安保理審議の件」藤山発松平宛、1958年7月16日、外務省外交記録 A'0384.
- 100 『毎日新聞』1958年7月21日。
- 101 林修三「自衛隊と自衛官」『時の法令』293号(1958年10月3日)、8頁。
- 102 『朝日新聞』1958年7月23日。
- 103 『官報号外』第29回国会、衆議院外務委員会議録9号(閉会中審査)、1958年7月28日。

- 104 「10月4日総理外務大臣在京米大使会談録」
1958年10月4日、外務省情報公開文書、一般
公開目録整理番号 01-311-2。
- 105 『朝日新聞』1958年8月3日。
- 106 『官報号外』第29回国会、衆議院外務委員会
議録9号（閉会中審査）、1958年7月28日。
- 107 『読売新聞』1958年8月1日。
- 108 「国連監視団増強の件」藤山発松平宛、1958
年7月30日、外務省情報公開文書、03864号。
- 109 同上。
- 110 『朝日新聞』1958年8月1日。
- 111 斉藤鎮男『続・国際連合の新しい潮流』、新有
堂、1991年、125頁。
- 112 「藤山代表とハマシヨルドとの会談に関する
件」松平発岸宛、1958年8月17日、外務省外
交記録 A'0385
- 113 ダグ・ハマシヨルド、鶴飼信成訳『道しる
べ』、みすず書房、1967年、163頁。
- 114 高井「国連平和維持活動に対する各国の態度」
54頁。
- 115 「国連監視団増強の件」松平発藤山宛、1958
年8月6日、外務省情報公開文書、03864号。
- 116 『朝日新聞』1961年2月22日。
- 117 「国連監視団増強の件」藤山発松平宛、1958
年7月30日、外務省情報公開文書、03864号。
- 118 『毎日新聞』1958年8月15日。
- 119 坂本義和「中立日本の防衛構想」坂本義和
『新版 核時代の国際政治』、岩波書店、1982年、
22-23頁。
- 120 『読売新聞』1958年7月21日、『毎日新聞』
1958年8月2日。
- 121 『官報号外』第28回国会、衆議院内閣委員会
議録22号、1958年3月28日。
- 122 『読売新聞』1958年7月21日、『毎日新聞』1958
年8月2日。
- 123 『読売新聞』1958年7月24日、『毎日新聞』1958
年7月24日、『朝日新聞』1958年7月24日。
- 124 『毎日新聞』1958年8月2日、『読売新聞』1958
年8月2日。
- 125 『朝日新聞』1958年8月1日。
- 126 *FRUS, 1958-1960*, vol.18 : 343.
- 127 原『岸信介証言録』336頁。
- 128 外務省編『わが外交の近況』4号（1960年6
月）、13頁。
- 129 『朝日新聞』1961年2月22日。
- 130 『読売新聞』1961年2月23日。
- 131 吉田長雄「国連軍と日本」『国際問題』74号
（1966年5月）。なお、吉田長雄は、1966年当
時、国連政治課長を務めていた。
- 132 「国連協力法案について」1966年1月27日、
外務省情報公開文書、03132号。
- 133 同上。
- 134 現行の「国際平和協力法」成立までの外務省
のPKO参加構想の変遷については、西連寺大
樹「日本の国連平和維持活動参加問題」『政治
経済史学』434号（2002年10月）を参照。

The U.N. Policy of the Kishi Administration: The 1958 Lebanon Crisis as Japan's First Opportunity for Military Contribution to the U.N.

MURAKAMI Tomoaki*

Abstract

During the 1958 Lebanon Crisis, Japan was for the first time requested by United Nations to contribute military personnel. With this in mind, the purpose of this article will be to clarify the facts behind Japan's U.N. policy during the Kishi Nobusuke administration (1957-1960) by examining the events which led to Japan's involvement in the 1958 Lebanon Crisis. Secondly, through this examination the article will reevaluate Kishi's foreign, in particular the concept of his so-called "autonomous diplomacy".

The Hashemite Kingdom in Iraq was overthrown and the United States, fearing that the revolution might spread, quickly sent troops to Lebanon. The deployment of U.S. troops in the Middle East was strongly opposed by the United Arab Republic and the Soviet Union. The Kishi administration also criticized the U.S. action, but at the same time proposed a solution to the incident by submitting a draft resolution to the U.N. Security Council. Although it was vetoed by the Soviets, U.N. Secretary-General Dag Hammarskjold maintained the concept of Japan's proposal. Japan's proactive diplomacy during the crisis was highly praised by the U.N.. Although Kishi and particularly Foreign Minister Aiichiro Fujiyama pursued an autonomous diplomacy for Japan, the Dwight D. Eisenhower administration also regarded Japanese draft as extremely helpful in resolving the situation.

Thus Kishi's autonomous diplomacy had the potential to evolve Japan's foreign policy into the category of "middle power" such as Canada and Scandinavia. However, when Hammarskjold requested Japan send Self-Defense

* Graduate Student, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

Forces (SDF) to the United Nations Observation Group in Lebanon as a way to implement Japan's proposal, the Kishi administration balked at the U.N. request. Behind this decision lay strong and vocal domestic political opposition in sending the SDF abroad, even at the behest of the U.N.. It was at this moment when Japan relinquished any possibility of becoming a "middle power" in the U.N..